

自転車は車のなかまで。

回 覧

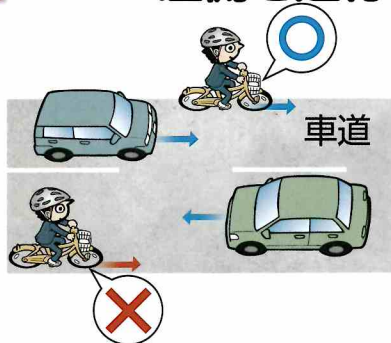
ルールを守って安全に運転しましょう。

自転車の基本的な
交通ルール

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

1 車道が原則、 左側を通行



歩道は例外、 歩行者を優先



13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が普通自転車を運転している場合や、歩道に「普通自転車の歩道通行可」を示す標識や標示がある場合などは、普通自転車は歩道を通行できます。ただし歩行者のじゃまになるときは、一時停止しなければなりません。

2 交差点では 信号と 一時停止を 守って、 安全確認



3 夜間は ライトを 点灯



4 飲酒運転は 禁止



5 ヘルメットを着用

※令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に「乗車用ヘルメットの着用が努力義務化」されました



対人傷害等保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。被害を受けた方に対する損害賠償は加害者の責任です。万が一の事故に備えて、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。

自転車をご利用される方は必ずお読みください。

坂 戸 市



次のような

「危険行為」で3年以内に摘発されると...

「自転車運転者講習」の
受講が命じられます!

危険行為を
繰り返すと
講習!



「自転車運転者講習」
受講義務の対象となる

15の「危険行為」

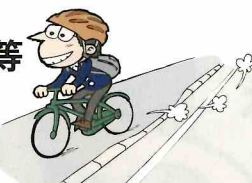
通行禁止道路(場所)
の通行

※警察署長の許可を得た
場合は除きます。



歩道通行や、
車道の右側通行等

※道路の右側に設けられた
路側帯を通行する行為も
この違反になります。



遮断踏切
への立ち入り



右折時における
直進車や左折車への
通行妨害



一時停止場所での
不停止や
交差車両等の
通行妨害



ブレーキが
不備・不良な
自転車の運転



安全運転義務違反

※傘さし運転やスマホ運転なども
該当することがあります。



信号無視



通行が認められ(許可され)ている
歩行者用道路での
歩行者妨害



路側帯での
歩行者の通行妨害



信号のない交差点等での
優先車両(左方車・
優先道路車)の
通行妨害等



環状交差点での
安全進行
義務違反等



歩道での
歩行者妨害等



酒酔い運転



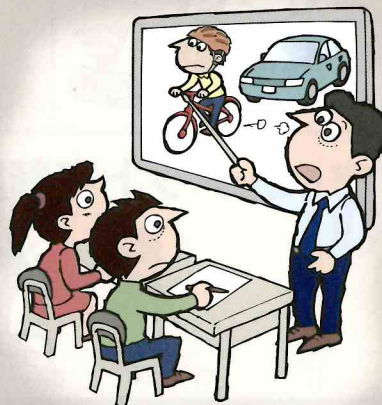
妨害運転

※他の車両等の通行を
妨害する目的で、
逆走して道をふさいだり、
ベルを執拗に鳴らす
などの行為



自転車運転者講習の
受講が命じられると...

- 1 3カ月以内の指定された期間に
講習を受けなければなりません。
- 2 講習は3時間で、
受講者(違反者)の特性に
応じた個別的指導を含む
ものです。



- 3 講習手数料は
6,000円(標準額)です。
- 4 命令に従わず、
講習を受けないと...
5万円以下の罰金刑に
処せられます。